

## グループホームメタセ（2024年6月適用）

### 【基本利用料】 1ヶ月30日として計算

	基本単位	介護保険一部負担 (1割の場合)	家賃	生活費等	1ヶ月合計
要支援2	761単位	24,063円	64,000円	70,000円	158,068円
要介護1	765単位	24,190円			158,190円
要介護2	801単位	25,328円			159,328円
要介護3	824単位	26,055円			160,055円
要介護4	841単位	26,593円			160,593円
要介護5	858単位	27,162円			161,162円

\* 地域区分単価により1単位あたり10.54円。

\* 介護保険一部負担については「介護保険負担割合証」の割合となります。

\* 家賃：64,000円/月

\* 生活費等：70,000円/月

生活費には食材料費、水道光熱費（共用）共益費（共有の日用品等）が含まれます。

\* 入院時等の居室確保期間は、「生活費等」に代わり、「入院時等居室管理料」をいただきます。

\* 入退所時の家賃については家具等の設置日より、生活費についてはご本人の利用日より計算されます。

### 【その他加算】

医療連携体制加算（Ⅰ）	37単位/日	事業所職員として又は病院、診療所、訪問看護との連携により看護師を1名以上配置。看護師による24時間の連絡体制を確保している。 重度化した場合の指針を定めている。 ※要支援2を除く
口腔衛生管理体制加算	30単位/月	月に1回以上、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアの指導を行う
口腔・栄養スクリーニング加算	20単位/回	6ヶ月ごとのに口腔の健康状態及び栄養状態の情報を取り、その情報を計画作成担当者へ文書で共有する
初期加算	30単位/日	入所日から30日間（30日を超える入院後の再入所も同様）
入院時費用	246単位/日	入院後、3か月以内に退院が見込まれる方に対し、再入所の受入体制を整えている。月に6日が限度
若年性認知症利用者受入加算	120単位/日	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者サービスを行う。
退居時相談援助加算	400単位/回	利用者、家族に対し退居後の相談援助を行い、かつ2週間以内に市町村に情報を提供した場合（1人につき1回）
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3単位/日	利用者の1/2が対象である場合。かつ認知症介護実践リーダー研修修了者を配置している場合。
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4単位/日	上記加算を満し、認知症介護指導者研修修了者を配置している場合。職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し実施している場合。
看取り介護加算	死亡日前31日～45日 72単位/日 死亡日前4日～30日 144単位/日 死亡日前日、前々日 680単位/日 死亡日 1280単位/日	医師が回復の見込みがないと判断した場合 医師、看護師、計画作成担当者その他の職員が共同で作成した計画を医師等より説明を受け同意している場合。 見取りに関する指針に基づき、利用者、家族の求めに応じ説明し、同意をした上で介護を受けている方。
科学的介護推進体制加算	40単位/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等、基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直し必要な情報を活用する。

## グループホームメタセ（2024年6月適用）

退所時情報提供加算	250単位/回	医療機関へ退所する場合、医療起案に対して入所者を紹介する際、入所者の同意を得て、心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位/日	※当施設の職員体制に従い、該当するいずれかひとつを算定いたします
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18単位/日	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6単位/日	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の18.6%を加算	※当施設の体制に従い、該当するいずれかひとつを算定いたします
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の17.8%を加算	
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の15.5%を加算	
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の12.5%を加算	

※上記利用料等は法律の改正等により、変更される場合があります。

【その他利用料】 別添「実費サービス一覧表」記載の料金

\* 料金は、基本的に利用料請求書に合算して請求されます。

※項目によっては、都度現金払いのものもあります。

\* 料金は、状況に応じ変動・改定することがあります。

その場合、事前に改定後の料金についてご説明させていただきます。

\* 実費サービスのご利用は、あくまでもご利用者が希望された場合、またはご家族からのご依頼による場合に限りま。

【その他実費】

① 使用物品（紙オムツ・パット）、理美容代実費

② その他、「利用料金一覧表」記載のもの及び日常生活において必要とされるものであって、利用者負担が適当と認められる費用

【入居保証金】

\* 30万円（入居時一括または入居時半額残金分割にて6ヶ月以内に納入）

\* 分割で30万円満たない期間での退居の場合、退居時に残金を頂戴いたします。

\* 入居11日以上180日未満の退居の場合、半額を返金いたします。

\* 体験入居期間で退居の場合、全額を返金いたします。

(2) 支払方法

① 月毎の料金については、1ヶ月ごとの請求となります。

② ①の施設利用料は、立替金等とあわせて、翌月10日に請求書を発行し、20日頃に口座自動引落としの方法でお支払いいただきます。料金をお支払いいただいたときは、利用料の明細を付した領収書を発行いたします。